（果実飲料品質表示基準の一部改正）

第三十四条　果実飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第3項」を「第4項」に改める。

（豆乳類品質表示基準の一部改正）

第三十五条　豆乳類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中「第3項」を「第4項」に改める。

（農産物漬物品質表示基準の一部改正）

第三十六条　農産物漬物品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「第3項」を「第4項」に改める。

○外務省告示第三百三十八号

平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便条約」の第十五条及び第十六条は、同条約第三十五条3の規定に従い、次のように改正され、同改正は、平成二十三年十月一日に効力を生ずる。

（平成二十三年六月十四日付け万国郵便連合事務局回章）

平成二十三年九月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

1　条約第十五条を次のように改める。

第十五条　引き受けられない郵便物及び禁制

1　総則

1.1　この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2　この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3　全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。

2　いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1　次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1　国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2　わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3　偽造又は海賊版の物品

（うなぎ加工品品質表示基準の一部改正）

第三十七条　うなぎ加工品品質表示基準（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第3項」を「第4項」に改める。

（農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部改正）

第三十八条　農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準（平成十四年農林水産省告示第千三百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号イ中「第3項」を「第4項」に改める。

（即席めん品質表示基準の一部改正）

第三十九条　即席めん品質表示基準（平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「第3項」を「第4項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

2.1.4　名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5　その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6　私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3.1　爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物

3.2　不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.3　次の危険物は、例外的に引き受ける。

3.3.1　次条1に規定する放射性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

3.3.2　次条2に規定する伝染性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

3.3.2の2　次条の2に規定するリチウム単電池及びリチウム組電池であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

4　生きた動物

4.1　生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

4.2　次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1　みつばち、水ひる及び蚕

4.2.2　害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

4.2.3　生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

4.3　次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

4.3.1　生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則により認められる場合に限る。

5　小包への通信文の包有

5.1　次のものは、小包郵便物に入れてはならない。

5.1.1　記録文書を除く通信文であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの